

輸出先国規制対応支援事業

支援対象者	生産者（個人・個社）、生産者（団体・協議会）、加工食品業者（個社）、加工食品業者（団体）、輸出事業者・商社（個社）		
対象品目	コメ、青果物、肉類、水産物、林産物、加工品、その他（食品接触材）		
支援内容類型	・ 輸出のための基本的な相談やコンサルをお願いしたい ・ 輸出に対応できる添加物・包材・ラベル表示等の対応を行いたい ・ 国際的な認証を取得したい		
支援内容	（ソフト支援） ① 国際的に通用する認証等の新規取得支援 ② 輸入条件に適合する施設の認定等の取得支援 ③ 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい支援 ④ 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替等支援 ⑤ 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援		
申請要件	生産者（個人・個社）、生産者（団体・協議会）、加工食品業者（個社）、加工食品業者（団体）、輸出事業者・商社（個社）		
申請先	輸出・国際局規制対策グループ	公募時期	今後、農水省ウェブサイトで公募を実施予定

問合先：輸出・国際局規制対策グループ

電話：03-3501-4079

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**施設認定や国際的認証の取得等**、**輸出先国から求められる規制への対応**、**輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための研修の開催等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

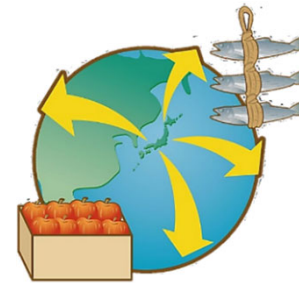
<事業イメージ>

1. 輸出先国の規制等への対応の強化

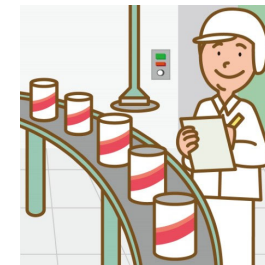
輸出先国が求める条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる、

- ① 国際的に通用する認証等の新規取得
- ② 輸入条件に適合する旨の施設認定等の取得
- ③ 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ④ 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替等の取組を支援します。

【1. 輸出先国の規制等への対応の強化】



国際認証等の取得



施設認定等の取得



輸出先国検査官の招へい

2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出事業者等の理解を深め、新たな輸出への取組を促進するため、

- ・ 認定取得やHACCP導入等に必要な一般衛生管理、輸出先国の規制への対応に係る研修の開催等の取組を支援します。

【2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援】



輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替



研修等による輸出事業者等の対応能力向上

<事業の流れ>

